

令和3年度 公文書開示（5月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
1	R3. 3. 22	R3. 5. 21	特定機関確認申請書 外 10件	1161	1	1					1	1	1							【一部開示】 （2号）個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 （3号）法人の事業活動に関する情報であり、公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 （4号）事業者の印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。 【非開示】 ・法人の事業活動に関する情報であり、公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 ・請求に係る公文書については、作成及び取得しておらず存在しない。	政策企画局戦略事業部戦略事業課
2	R3. 4. 2	R3. 5. 31	ESG債の発行に係る補助金制度の創設 外8件	20	1									1						（6号）公にしていない内部調整に関する情報であり、公にすることで、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	政策企画局戦略事業部戦略事業課
3	R3. 5. 17	R3. 5. 31	3政総秘請第27号「陳情・請願について」 外1件	12	1							1								（4号）公にすることにより、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	政策企画局総務部秘書課